

紹介手数料の返還について

ツクリンク株式会社

当社から紹介し、入社が決定した方（以下「採用者」といいます）が、紹介先の企業様（以下「紹介先企業」といいます）へ入社に至らない場合の他、一定の場合は以下の通り紹介手数料を紹介先企業へ返還します。

- ・採用者が紹介先企業への入社に至らなかった場合
[紹介手数料（消費税加算）] × 100%相当額
- ・契約開始日から1ヶ月未満に雇用契約を終了した場合
[紹介手数料（消費税加算）] × 80%相当額
- ・契約開始日から3ヶ月未満に雇用契約を終了した場合
[紹介手数料（消費税加算）] × 50%相当額
- ・契約開始日から6ヶ月未満に雇用契約を終了した場合
[紹介手数料（消費税加算）] × 10%相当額

※返還の要件となる退職については、自己都合退職または採用者の責めに帰すべき事由による解雇を含みます。

ただし、当該採用者の退職理由が以下のいずれかに該当する場合は返還の対象外となります。

- (1) 採用者の死亡、傷病による退職
- (2) 紹介先企業に起因する事由による退職（解雇、退職勧奨等退職の形態を問わない）